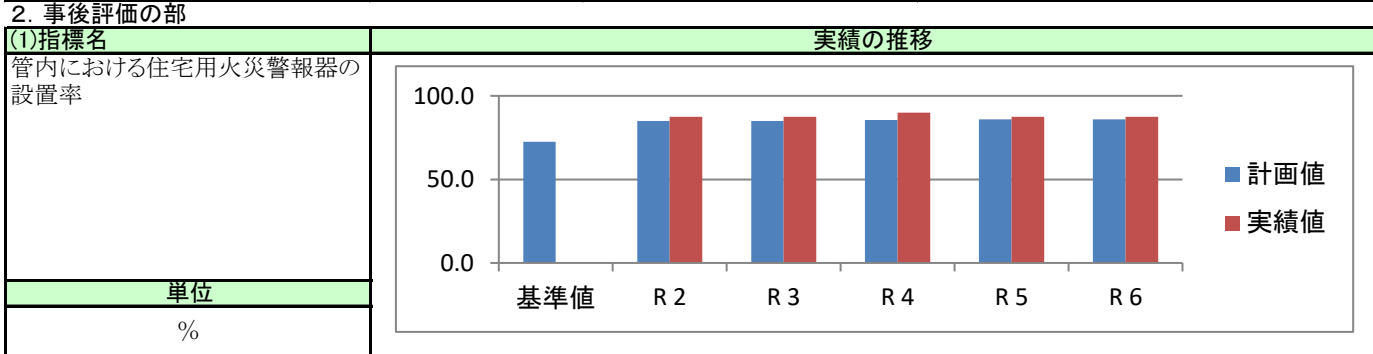


令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日	令和7年6月2日	作成
計画事業番号	0002710	事務事業名	火災予防事業(消防局)			
所属部	警防部	所属課	予防課	担当・係	火災予防	
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進	
1. 事業内容						
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						
①予防広報に関すること。 ②防火思想の普及啓発に関すること。 ③火災予防の企画及び指導に関すること。 ④住宅防火対策に関すること。 ⑤各関連団体に関すること。 ⑥予防要員の指導育成に関すること。 ⑦予防技術資格者の認定に関すること。						
(2) 事務事業の分析と指標						
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		② 手段(どのような方法で実施するのか)		③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)		
所沢中央消防署及び所沢東消防署管内の住民		消防出初式及び火災予防期間中の広報等 単身高齢者への防火広報 火災予防ポスターを作成し、管内の事業所、自治会及び公共施設に配布		住宅用火災警報器の普及により、住宅火災による死傷者が低減する。		
(3) 事業費						
		決算額(千円)	令和6年度	3,848		



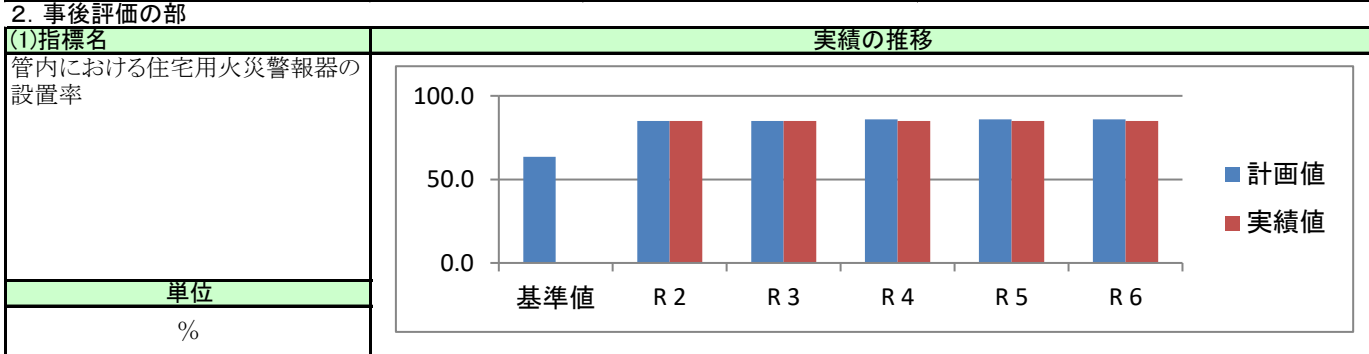
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
①埼玉西武ライオンズの選手をモデルとした火災予防ポスターを4,100枚作成し、管内の事業所、自治会及び公共施設に配布した。 ②単身高齢者世帯へ、自主防火点検票や火災予防啓発品を郵送する形の防火広報を行った。(961件) ③住宅用火災警報器の設置状況の把握及び設置の促進を図った。(設置率87.5%)

今後の課題(未達成の課題等)
①住宅における効果的な防火対策を高齢者やその家族が自ら行えるよう必要な情報を提供する必要がある。 ②住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理に係る広報活動を積極的に行う必要がある。 ③大規模地震発生に伴う電気火災の対策を図るため、感震ブレーカーの普及推進に努める必要がある。

今後の展開				今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続		B	1	①住宅防火対策として、単身高齢者世帯に対して防火広報を行うほか、防火対策に係る点検等の情報を郵送等により提供する。 ②火災予防週間や各種イベント等を通じて、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理並びに感震ブレーカーの普及・推進に係る広報活動を行う。	
B 現状のまま継続					
1 大幅な見直しは必要ない					
2 見直しには法令等の改正が必須					
3 見直しの必要性はあるが時期尚早					
4 現状では見直しが不可能					
C 見直しして継続					
1 見直し・縮小					
2 他事業との整理・統合					
D 休止・廃止等					
1 休止					
2 廃止					
3 完了					

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002740		事務事業名		火災予防事業(消防局(狭山室))					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		同意・査察	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		住宅防火の推進	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①予防広報に関すること。 ②防火思想の普及啓発に関すること。 ③火災予防の企画及び指導に関すること。 ④住宅防火対策に関すること。 ⑤各関連団体に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
狭山消防署管内の住民				消防出初式及び火災予防期間中の広報等 単身高齢者宅の防火広報				住宅用火災警報器の普及により、住宅火災による死傷者が低減する。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		698			



(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

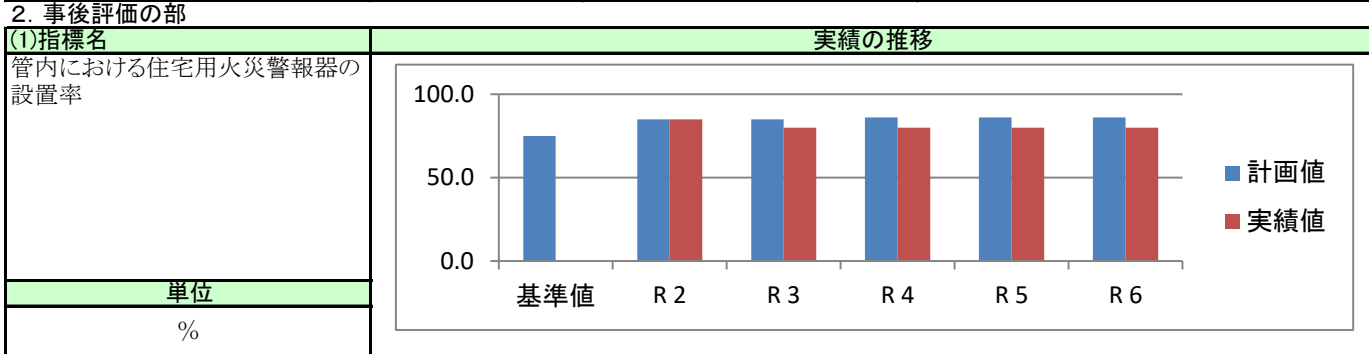
(3)事務事業の評価	
これまでの主な取組と成果	
①単身高齢者世帯へ、自主防火点検票や火災予防啓発品を郵送する形の防火広報を行った。(409件)	
②住宅用火災警報器の設置状況の把握及び設置の促進を図った。(設置率85.0%)	

今後の課題(未達成の課題等)	
①住宅における効果的な防火対策を高齢者やその家族が自ら行えるよう必要な情報を提供する必要がある。	
②住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理に係る広報活動を積極的に行う必要がある。	
③大規模地震発生に伴う電気火災の対策を図るため、感震ブレーカーの普及推進に努める必要がある。	

今後の展開				今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続					
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない				
	2 見直しには法令等の改正が必須				
	3 見直しの必要性はあるが時期尚早				
	4 現状では見直しが不可能				
C 見直しして継続	1 見直し・縮小				
	2 他事業との整理・統合				
D 休止・廃止等	1 休止				
	2 廃止				
	3 完了				

①住宅防火対策として、単身高齢者世帯に対して防火広報を行うほか、防火対策に係る点検等の情報を郵送等により提供する。
②火災予防週間や各種イベント等を通じて、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理並びに感震ブレーカーの普及・推進に係る広報活動を行う。

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002750		事務事業名		火災予防事業(消防局(入間室))					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		同意・査察	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		住宅防火の推進	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①予防広報に関すること。 ②防火思想の普及啓発に関すること。 ③火災予防の企画及び指導に関すること。 ④住宅防火対策に関すること。 ⑤各関連団体に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
入間消防署管内の住民				消防出初式及び火災予防期間中の広報等 単身高齢者宅の防火広報				住宅用火災警報器の普及により、住宅火災による死傷者が低減する。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		1,538			

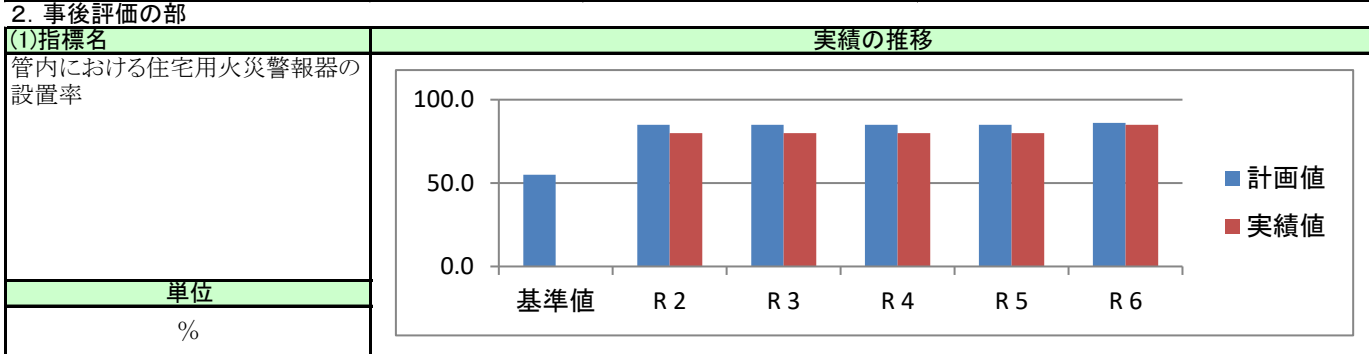


(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3)事務事業の評価	
これまでの主な取組と成果	
①単身高齢者世帯へ、自主防火点検表や火災予防啓発品を郵送する形の防火広報を行った。(489件) ②住宅用火災警報器の設置状況の把握及び設置の推進を図った。(設置率80.0%)	
今後の課題(未達成の課題等)	
①住宅における効果的な防火対策を高齢者やその家族が自ら行えるよう必要な情報を提供する必要がある。 ②住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理に係る広報活動を積極的に行う必要がある。 ③大規模地震発生に伴う電気火災の対策を図るため、感震ブレーカーの普及推進に努める必要がある。	

今後の展開				今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続					
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能				
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合				
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了				
		B	1	①住宅防火対策として、単身高齢者世帯に対して防火広報を行うほか、防火対策に係る点検等の情報を郵送等により提供する。 ②火災予防週間や各種イベント等を通じて、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理並びに感震ブレーカーの普及・推進に係る広報活動を行う。	

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002760		事務事業名		火災予防事業(消防局(飯能日高室))					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		消防同意・査察	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		住宅防火の推進	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①予防広報に関すること。 ②防火思想の普及啓発に関すること。 ③火災予防の企画及び指導に関すること。 ④住宅防火対策に関すること。 ⑤各関連団体に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
飯能日高消防署管内の住民				消防出初式及び火災予防期間中の広報等 単身高齢者宅の防火広報				住宅用火災警報器の普及により、住宅火災による死傷者が低減する。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		686			

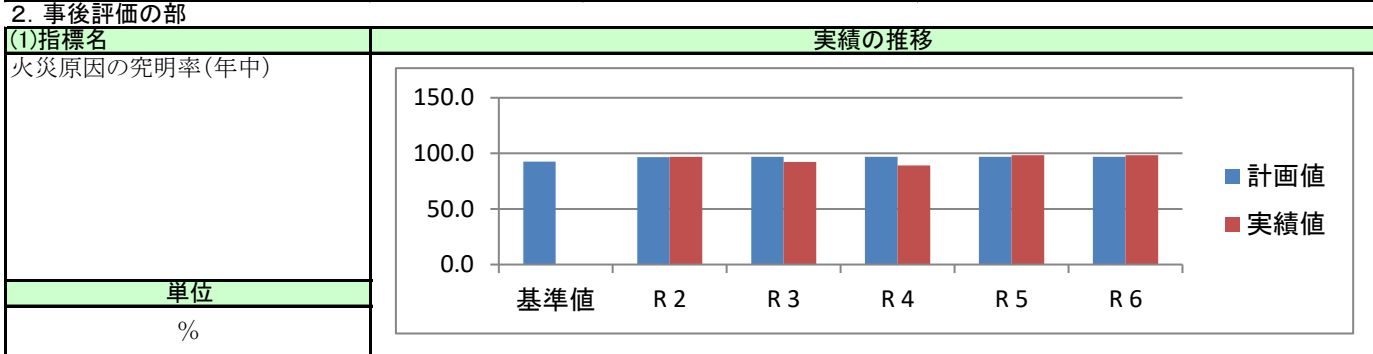


(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3)事務事業の評価	
これまでの主な取組と成果	
①単身高齢者世帯へ、自主防火点検票や火災予防啓発品を郵送する形の防火広報を行った。(446件) ②住宅用火災警報器の設置状況の把握及び設置の促進を図った。(設置率85.0%)	
今後の課題(未達成の課題等)	
①住宅における効果的な防火対策を高齢者やその家族が自力行えるよう必要な情報を提供する必要がある。 ②住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理に係る広報活動を積極的に行う必要がある。 ③大規模地震発生に伴う電気火災の対策を図るため、感震ブレーカーの普及推進に努める必要がある。	

今後の展開				今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続					
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能				
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合				
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了				
		B	1	①住宅防火対策として、単身高齢者世帯に対して防火広報を行うほか、防火対策に係る点検等の情報を郵送等により提供する。 ②火災予防週間や各種イベント等を通じて、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理並びに感震ブレーカーの普及・推進に係る広報活動を行う。	

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002920		事務事業名		火災原因調査事業(消防局)					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		火災調査	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		住宅防火の推進	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①火災の原因及び損害の調査に関すること。 ②火災原因調査に必要となる資器材の整備に関すること。 ③火災原因調査の知識と技術の向上に関すること。 ④火災の統計に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
所沢中央消防署及び所沢東消防署並びに各消防署の調査員				火災調査指導員研修を開催する。				所沢中央消防署及び所沢東消防署管内で発生した火災の原因を究明し、これによって生じた損害の程度を明らかにする。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		687			



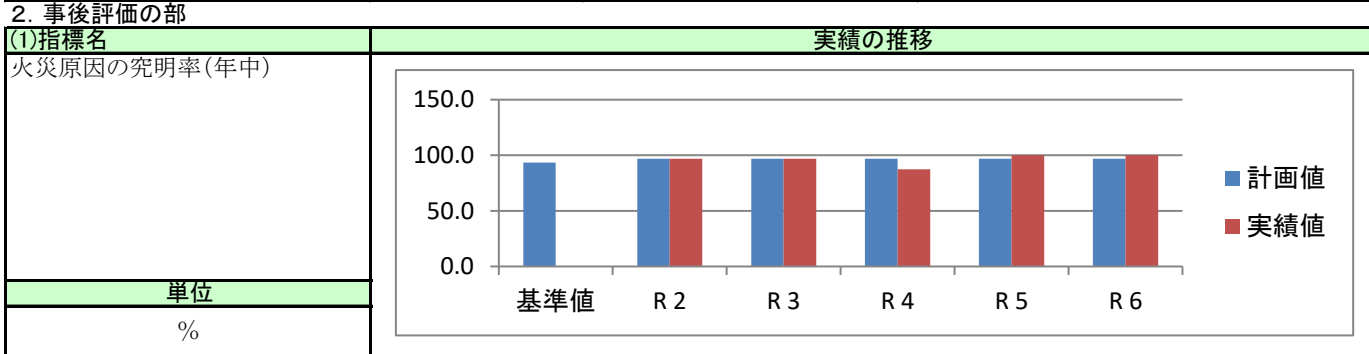
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価	
これまでの主な取組と成果	
①火災調査指導員を対象として、現場調査要領及び消防OAシステムの統一的な入力要領について研修を実施した。(局全体として2回実施 受講者延べ104人)	
②令和6年所沢中央消防署及び所沢東消防署管内の火災件数は64件であり、火災原因究明率は98.4%であった。	

今後の課題(未達成の課題等)	
火災調査指導員の火災調査に係る知識・技術の向上が必要である。	

今後の展開				今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続					
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない				
	2 見直しには法令等の改正が必要				
	3 見直しの必要性はあるが時期尚早				
	4 現状では見直しが不可能				
C 見直しして継続	1 見直し・縮小				
	2 他事業との整理・統合				
D 休止・廃止等	1 休止				
	2 廃止				
	3 完了				

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002940		事務事業名		火災原因調査事業(消防局(狭山室))					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		火災調査	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		住宅防火の推進	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①火災の原因及び損害の調査に関すること。 ②火災原因調査に必要となる資器材の整備に関すること。 ③火災原因調査の知識と技術の向上に関すること。 ④火災の統計に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
狭山消防署の調査員				火災調査指導員研修を開催する。				狭山消防署管内で発生した火災の原因を究明し、これによって生じた損害の程度を明らかにする。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		278			



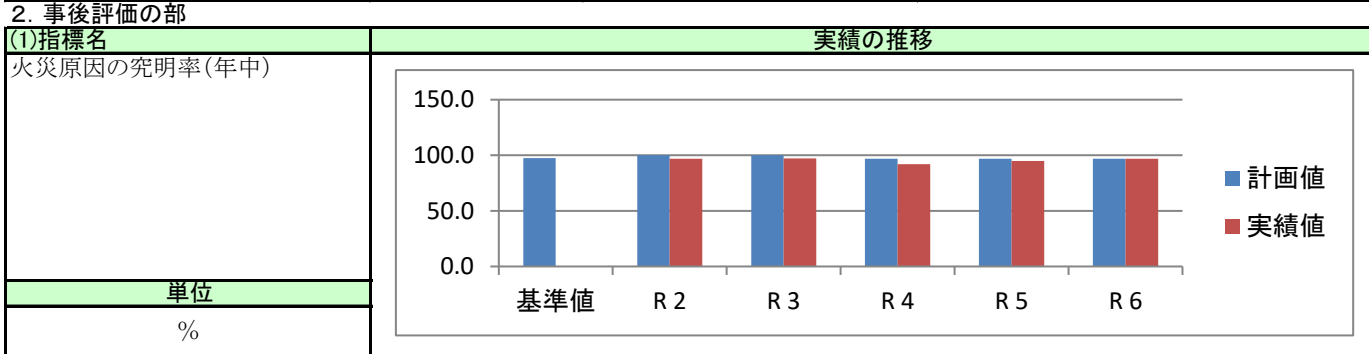
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価	
これまでの主な取組と成果	
①火災調査員指導員を対象として、現場調査要領及び消防OAシステムの統一的な入力要領について研修を実施した。(局全体として2回実施 受講者延べ104人)	
②令和6年狭山消防署管内の火災件数は29件であり、火災原因究明率は100%であった。	

今後の課題(未達成の課題等)	
火災調査指導員の火災調査に係る知識・技術の向上が必要である。	

今後の展開				今後の取組方針		
A 重点化・拡大して継続				B	1	火災調査に係る研修を通じて、組織全体の火災調査技術の向上を図り、火災調査体制を強化するとともに、火災原因究明率を上げ、類似火災の防止に取り組む。
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない					
	2 見直しには法令等の改正が必須					
	3 見直しの必要性はあるが時期尚早					
	4 現状では見直しが不可能					
C 見直しして継続	1 見直し・縮小					
	2 他事業との整理・統合					
D 休止・廃止等	1 休止					
	2 廃止					
	3 完了					

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002950		事務事業名		火災原因調査事業(消防局(入間室))					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		火災調査	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		住宅防火の推進	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①火災の原因及び損害の調査に関すること。 ②火災原因調査に必要となる資器材の整備に関すること。 ③火災原因調査の知識と技術の向上に関すること。 ④火災の統計に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
入間消防署の調査員				火災調査指導員研修を開催する。				入間消防署管内で発生した火災の原因を究明し、これによって生じた損害の程度を明らかにする。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		304			



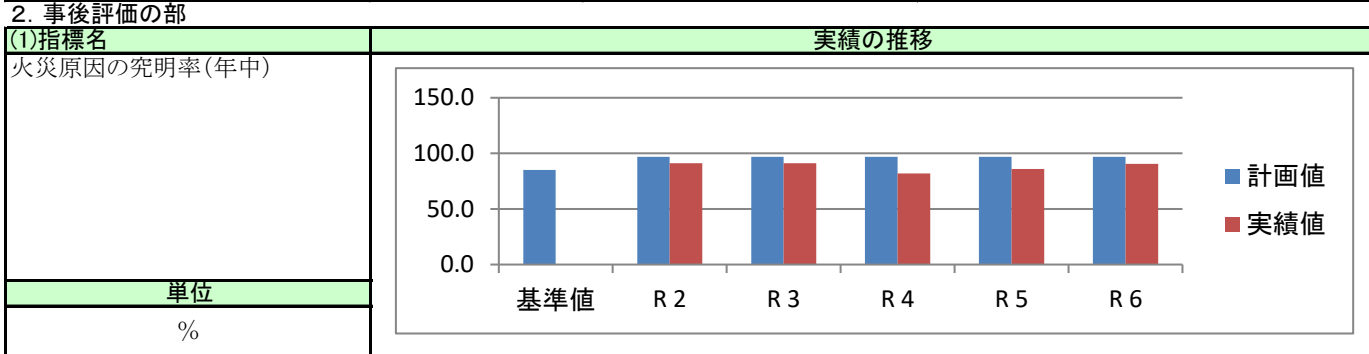
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価	
これまでの主な取組と成果	
①火災調査指導員を対象として、現場調査要領及び消防OAシステムの統一的な入力要領について研修を実施した。(局全体として2回実施 受講者延べ104人)	
②令和6年入間消防署管内の火災件数は33件であり、火災原因究明率は97.0%であった。	

今後の課題(未達成の課題等)	
火災調査指導員の火災調査に係る知識・技術の向上が必要である。	

今後の展開				今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続				火災調査に係る研修を通じて、組織全体の火災調査技術の向上を図り、火災調査体制を強化するとともに、火災原因究明率を上げ、類似火災の防止に取り組む。	
B 現状のまま継続					
C 見直しして継続		B 1			
D 休止・廃止等					

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002960		事務事業名		火災原因調査事業(消防局(飯能日高室))					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		危険物	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		住宅防火の推進	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①火災の原因及び損害の調査に関すること。 ②火災原因調査に必要となる資器材の整備に関すること。 ③火災原因調査の知識と技術の向上に関すること。 ④火災の統計に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
飯能日高消防署の調査員				火災調査指導員研修を開催する。				飯能日高消防署管内で発生した火災の原因を究明し、これによって生じた損害の程度を明らかにする。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		425			



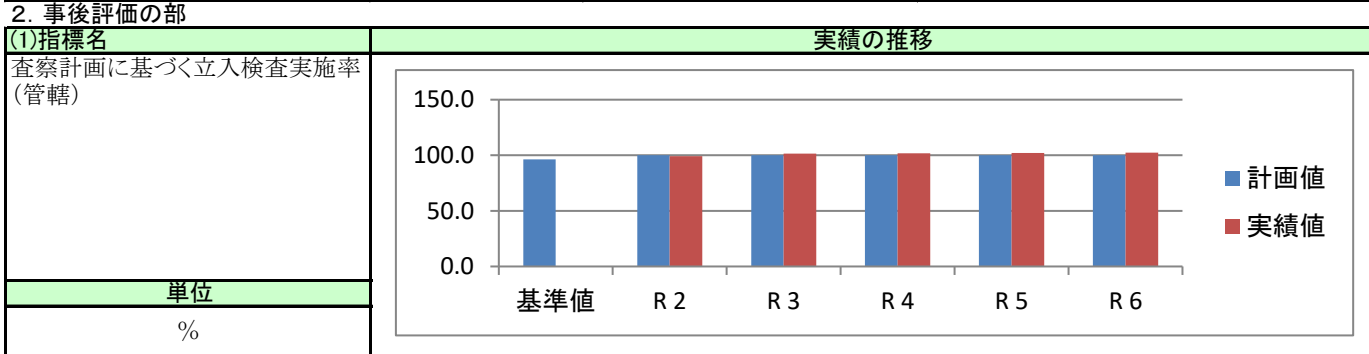
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
①火災調査指導員を対象として、現場調査要領及び消防OAシステムの統一的な入力要領について研修を実施した。(局全体として2回実施 受講者延べ104人)
②令和6年飯能日高消防署管内の火災件数は43件であり、火災原因究明率は90.7%であった。

今後の課題(未達成の課題等)
火災調査指導員の火災調査に係る知識・技術の向上が必要である。

今後の展開				今後の取組方針		
A 重点化・拡大して継続				B	1	火災調査に係る研修を通じて、組織全体の火災調査技術の向上を図り、火災調査体制を強化するとともに、火災原因究明率を上げ、類似火災の防止に取り組む。
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない					
	2 見直しには法令等の改正が必須					
	3 見直しの必要性はあるが時期尚早					
	4 現状では見直しが不可能					
C 見直しして継続	1 見直し・縮小					
	2 他事業との整理・統合					
D 休止・廃止等	1 休止					
	2 廃止					
	3 完了					

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日	令和7年6月2日	作成
計画事業番号	0002820	事務事業名	消防同意・査察事業(消防局)			
所属部	警防部	所属課	予防課	担当・係	同意・査察	
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化	
1. 事業内容						
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						
①建築確認等の同意事務に関すること。 ②防火対象物及び消防用設備等の検査に関すること。 ③消防法令に基づく立入検査及び違反処理に関すること。 ④防火対象物点検及び防災管理点検報告制度の特例認定の審査に関すること。 ⑤消防法令改正に伴う運用の知識と技術の向上に関すること。						
(2) 事務事業の分析と指標						
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		② 手段(どのような方法で実施するのか)		③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)		
所沢中央消防署及び所沢東消防署管内の防火対象物		年間実施計画に基づき立入検査を実施する。		防火対象物における消防法令違反を是正し、施設利用者の安全を確保する。		
(3) 事業費						
		決算額(千円)	令和6年度	691		



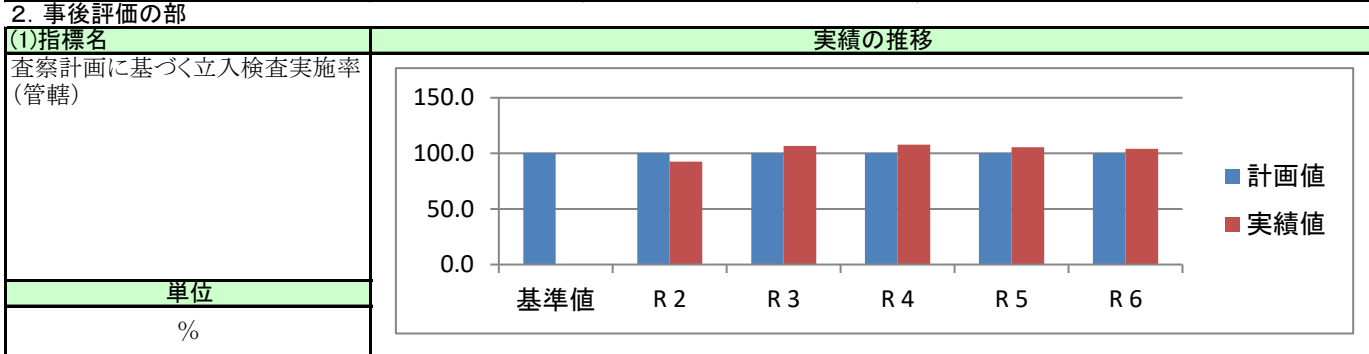
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
年間実施計画に基づき、防火対象物への立入検査を実施した。 ・立入検査計画件数 1,067件 ・立入検査実施件数 1,092件 ・立入検査実施率 102.3% ・違反件数 760件 ・是正件数 459件 ・是正率 60.4%

今後の課題(未達成の課題等)
①消防用設備等の維持管理を適切に行わせるため、消防用設備等点検報告制度を関係者に周知徹底し、点検報告率の向上を図る必要がある。 ②消防法令違反対象物のうち、人命危険や火災発生危険が高い違反対象物については、重点的に違反処理を行う必要がある。

今後の展開			今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続			A	①立入検査の機会及び各種広報媒体を活用し、消防用設備等点検報告制度を関係者に対して周知を図る。 ②人命危険や火災発生危険が高い違反対象物に対する違反是正指導を徹底し、積極的に違反処理を行う。
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能			
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合			
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了			

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002840		事務事業名		消防同意・査察事業(消防局(狭山室))					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		同意・査察	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		予防査察体制の強化	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①建築確認等の同意事務に関すること。 ②防火対象物及び消防用設備等の検査に関すること。 ③消防法令に基づく立入検査及び違反処理に関すること。 ④防火対象物点検及び防災管理点検報告制度の特例認定の審査に関すること。 ⑤消防法令改正に伴う運用の知識と技術の向上に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
狭山消防署管内の防火対象物				年間実施計画に基づき立入検査を実施する。				防火対象物における消防法令違反を是正し、施設利用者の安全を確保する。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		146			



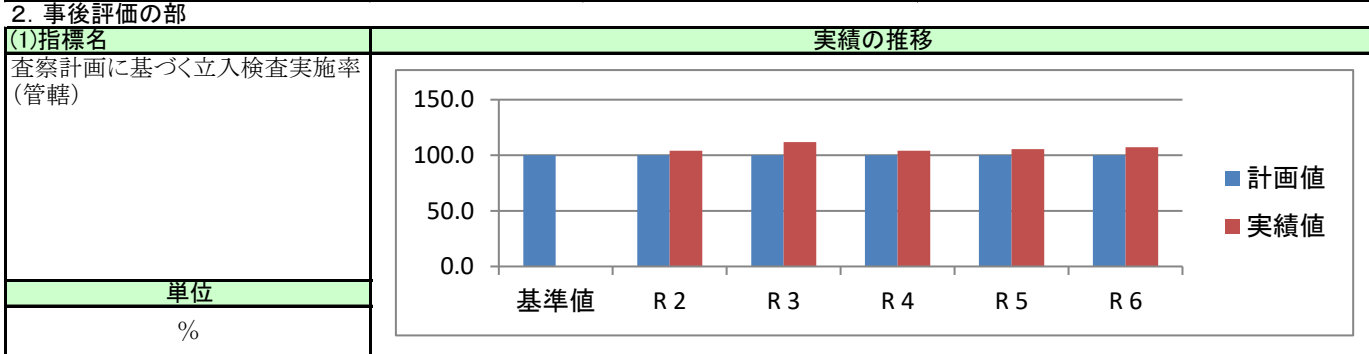
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
年間実施計画に基づき、防火対象物への立入検査を実施した。 ・立入検査計画件数 536件 ・立入検査実施件数 558件 ・立入検査実施率 104.1% ・違反件数 340件 ・是正件数 258件 ・是正率 75.9%

今後の課題(未達成の課題等)
①消防用設備等の維持管理を適切に行わせるため、消防用設備等点検報告制度を関係者に周知徹底し、点検報告率の向上を図る必要がある。 ②消防法令違反対象物のうち、人命危険や火災発生危険が高い違反対象物については、重点的に違反処理を行う必要がある。

今後の展開			今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続			A	①立入検査の機会及び各種広報媒体を活用し、消防用設備等点検報告制度を関係者に対して周知を図る。 ②人命危険や火災発生危険が高い違反対象物に対する違反是正指導を徹底し、積極的に違反処理を行う。
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能			
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合			
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了			

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002850		事務事業名		消防同意・査察事業(消防局(入間室))					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		同意・査察	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		予防査察体制の強化	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①建築確認等の同意事務に関すること。 ②防火対象物及び消防用設備等の検査に関すること。 ③消防法令に基づく立入検査及び違反処理に関すること。 ④防火対象物点検及び防災管理点検報告制度の特例認定の審査に関すること。 ⑤消防法令改正に伴う運用の知識と技術の向上に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
入間消防署管内の防火対象物				年間実施計画に基づき立入検査を実施する。				防火対象物における消防法令違反を是正し、施設利用者の安全を確保する。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		129			



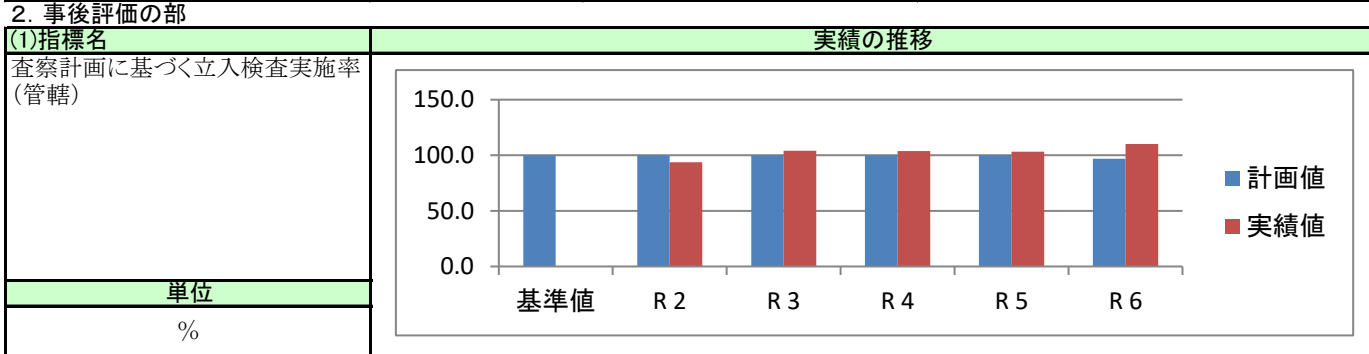
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
年間実施計画に基づき、防火対象物への立入検査を実施した。 ・立入検査計画件数 415件 ・立入検査実施件数 445件 ・立入検査実施率 107.2% ・違反件数 278件 ・是正件数 198件 ・是正率 71.2%

今後の課題(未達成の課題等)
①消防用設備等の維持管理を適切に行わせるため、消防用設備等点検報告制度を関係者に周知徹底し、点検報告率の向上を図る必要がある。 ②消防法令違反対象物のうち、人命危険や火災発生危険が高い違反対象物については、重点的に違反処理を行う必要がある。

今後の展開			今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続			A	①立入検査の機会及び各種広報媒体を活用し、消防用設備等点検報告制度を関係者に対して周知を図る。 ②人命危険や火災発生危険が高い違反対象物に対する違反是正指導を徹底し、積極的に違反処理を行う。
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能			
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合			
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了			

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日		令和7年6月2日		作成			
計画事業番号		0002860		事務事業名		消防同意・査察事業(消防局(飯能日高室))					
所属部		警防部		所属課		予防課		担当・係		消防同意・査察	
章		予防行政の推進		節		火災予防対策の推進		主要施策		予防査察体制の強化	
1. 事業内容											
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)											
①建築確認等の同意事務に関すること。 ②防火対象物及び消防用設備等の検査に関すること。 ③消防法令に基づく立入検査及び違反処理に関すること。 ④防火対象物点検及び防災管理点検報告制度の特例認定の審査に関すること。 ⑤消防法令改正に伴う運用の知識と技術の向上に関すること。											
(2) 事務事業の分析と指標											
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				② 手段(どのような方法で実施するのか)				③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)			
飯能日高消防署管内の防火対象物				年間実施計画に基づき立入検査を実施する。				防火対象物における消防法令違反を是正し、施設利用者の安全を確保する。			
(3) 事業費											
				決算額(千円)		令和6年度		105			



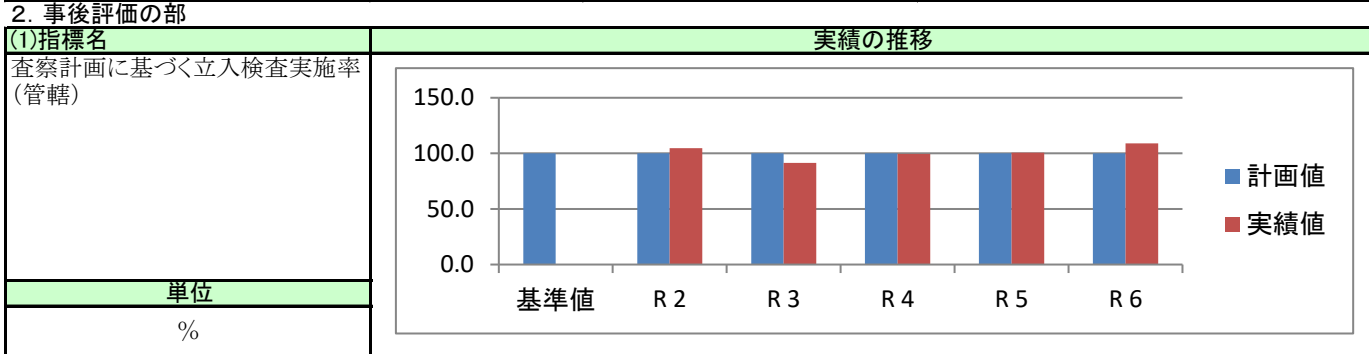
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
年間実施計画に基づき、防火対象物への立入検査を実施した。 ・立入検査計画件数 320件 ・立入検査実施件数 352件 ・立入検査実施率 110.0% ・違反件数 138件 ・是正件数 89件 ・是正率64.5%

今後の課題(未達成の課題等)
①消防用設備等の維持管理を適切に行わせるため、消防用設備等点検報告制度を関係者に周知徹底し、点検報告率の向上を図る必要がある。 ②消防法令違反対象物のうち、人命危険や火災発生危険が高い違反対象物については、重点的に違反処理を行う必要がある。

今後の展開				今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続		A		①立入検査の機会及び各種広報媒体を活用し、消防用設備等点検報告制度を関係者に対して周知を図る。 ②人命危険や火災発生危険が高い違反対象物に対する違反是正指導を徹底し、積極的に違反処理を行う。	
B 現状のまま継続					
	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能				
C 見直しして継続					
	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合				
D 休止・廃止等					
	1 休止 2 廃止				
	3 完了				

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日	令和7年6月2日	作成
計画事業番号	0003020	事務事業名	保安事業(消防局)			
所属部	警防部	所属課	予防課	担当・係	危険物	
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化	
1. 事業内容						
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						
①危険物の規制に関すること。 ②危険物許可施設等の検査及び査察に関すること。 ③火薬類・高圧ガス・液化石油ガスに関すること。 ④違反処理に関すること。						
(2) 事務事業の分析と指標						
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		② 手段(どのような方法で実施するのか)		③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)		
所沢中央消防署及び所沢東消防署管内の危険物許可施設		年度実施計画に基づき立入検査を実施する。		危険物許可施設における消防法令違反を是正し、事故の発生を未然に防止する。		
(3) 事業費						
		決算額(千円)	令和6年度	331		



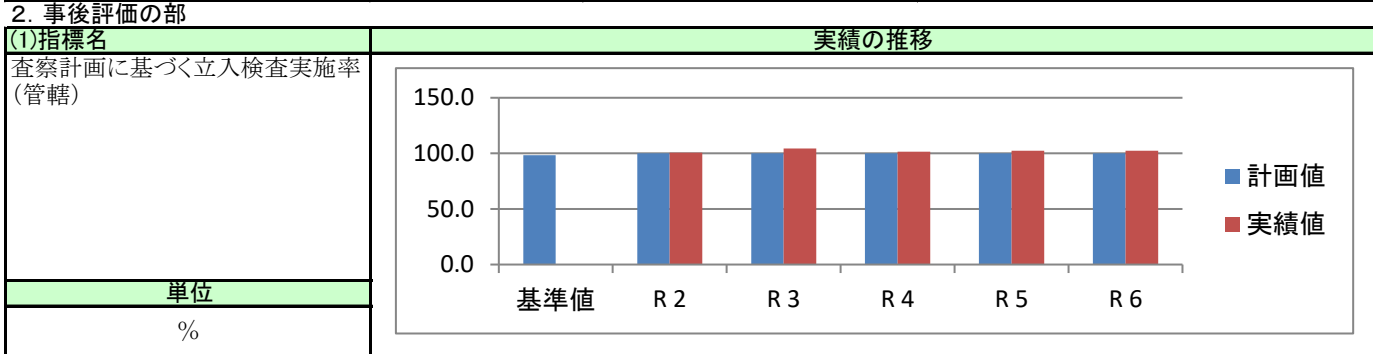
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
年間実施計画に基づき、危険物施設への立入検査を実施した。 ・立入検査計画数 121施設 ・立入検査実施数 132施設 ・立入検査実施率 109.1% ・違反数 14施設 ・是正数 11施設 ・是正率 78.6%

今後の課題(未達成の課題等)
危険物施設における火災事故及び流出事故など、危険物等に係る事故の発生を防止する必要がある。

今後の展開			今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続				
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能			
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合	B	1	立入検査の機会を通じて、事業所の実態に応じた安全対策や危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じるよう指導するなど、事業所と一体となって事故防止対策を推進する。
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了			

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日	令和7年6月2日	作成
計画事業番号	0003040	事務事業名	保安事業(消防局(狭山室))			
所属部	警防部	所属課	予防課	担当・係	危険物	
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化	
1. 事業内容						
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						
①危険物の規制に関すること。 ②危険物許可施設等の検査及び査察に関すること。 ③火薬類・高圧ガス・液化石油ガスに関すること。 ④違反処理に関すること。						
(2) 事務事業の分析と指標						
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		② 手段(どのような方法で実施するのか)		③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)		
狭山消防署管内の危険物許可施設		年度実施計画に基づき立入検査を実施する。		危険物許可施設における消防法令違反を是正し、事故の発生を未然に防止する。		
(3) 事業費						
		決算額(千円)	令和6年度	663		



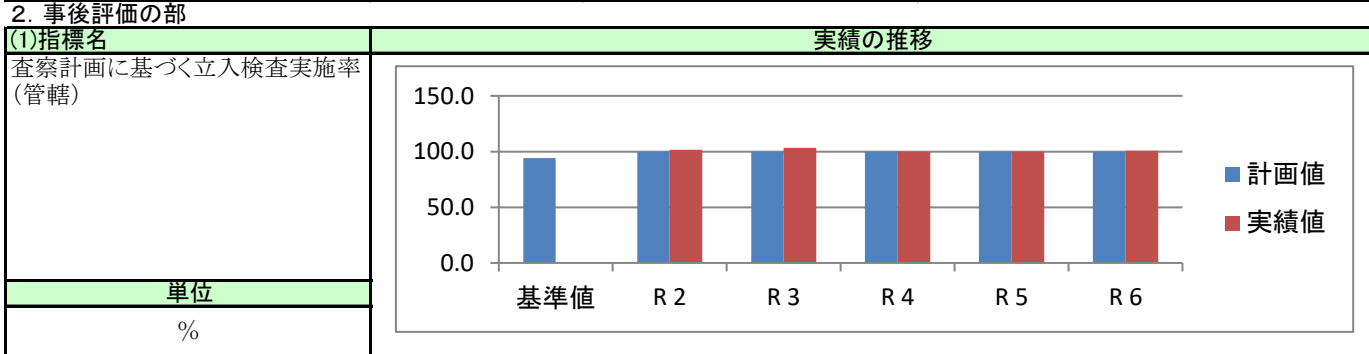
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
年間実施計画に基づき、危険物施設への立入検査を実施した。 ・立入検査計画件数 172施設 ・立入検査実施件数 176施設 ・立入検査実施率 102.3% ・違反数 10施設 ・是正数 10施設 ・是正率 100%

今後の課題(未達成の課題等)
危険物施設における火災事故及び流出事故など、危険物等に係る事故の発生を防止する必要がある。

今後の展開			今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続				
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能			
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合	B	1	立入検査の機会を通じて、事業所の実態に応じた安全対策や危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じるよう指導するなど、事業所と一体となって事故防止対策を推進する。
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了			

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日	令和7年6月2日	作成
計画事業番号	0003050	事務事業名	保安事業(消防局(入間室))			
所属部	警防部	所属課	予防課	担当・係	危険物	
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化	
1. 事業内容						
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						
①危険物の規制に関すること。 ②危険物許可施設等の検査及び査察に関すること。 ③火薬類・高圧ガス・液化石油ガスに関すること。 ④違反処理に関すること。						
(2) 事務事業の分析と指標						
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		② 手段(どのような方法で実施するのか)		③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)		
入間消防署管内の危険物許可施設		年度実施計画に基づき立入検査を実施する。		危険物許可施設における消防法令違反を是正し、事故の発生を未然に防止する。		
(3) 事業費						
		決算額(千円)	令和6年度	49		



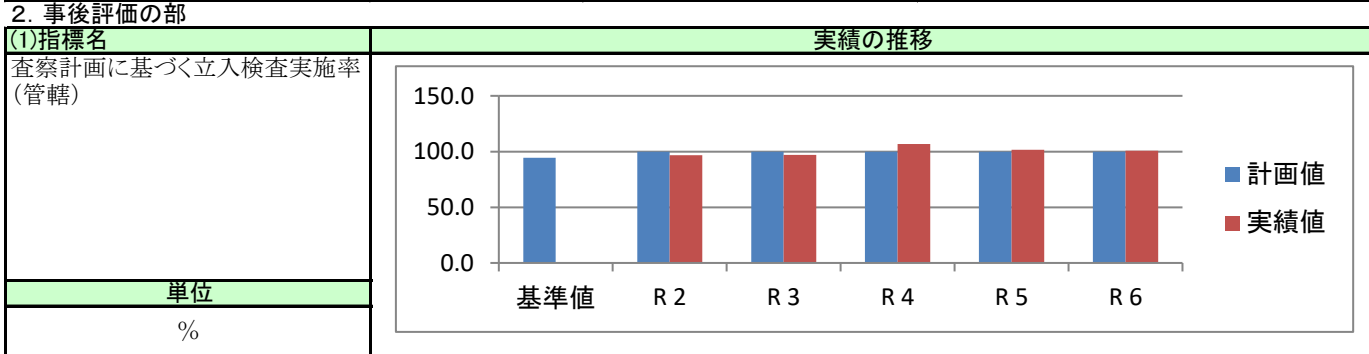
(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
年間実施計画に基づき、危険物施設への立入検査を実施した。 ・立入検査計画数 129施設 ・立入検査実施数 130施設 ・立入検査実施率 100.8% ・違反数 25施設 ・是正数 25施設 ・是正率 100%

今後の課題(未達成の課題等)
危険物施設における火災事故及び流出事故など、危険物等に係る事故の発生を防止する必要がある。

今後の展開			今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続				
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能			
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合	B	1	立入検査の機会を通じて、事業所の実態に応じた安全対策や危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じるよう指導するなど、事業所と一体となって事故防止対策を推進する。
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了			

令和6年度		事務事業マネジメントシート(評価)		作成日	令和7年6月2日	作成
計画事業番号	0003060	事務事業名	保安事業(消防局(飯能日高室))			
所属部	警防部	所属課	予防課	担当・係	危険物	
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化	
1. 事業内容						
(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						
①危険物の規制に関すること。 ②危険物許可施設等の検査及び査察に関すること。 ③火薬類・高圧ガス・液化石油ガスに関すること。 ④違反処理に関すること。						
(2) 事務事業の分析と指標						
① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		② 手段(どのような方法で実施するのか)		③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)		
飯能日高消防署管内の危険物許可施設		年度実施計画に基づき立入検査を実施する。		危険物許可施設における消防法令違反を是正し、事故の発生を未然に防止する。		
(3) 事業費						
		決算額(千円)	令和6年度	42		



(2)現状分析				
設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率の運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3)事務事業の評価
これまでの主な取組と成果
年間実施計画に基づき、危険物施設への立入検査を実施した。 ・立入検査計画数 151施設 ・立入検査実施数 152施設 ・立入検査実施率 100.7% ・違反数 26施設 ・是正数 17施設 ・是正率65.4%

今後の課題(未達成の課題等)
危険物施設における火災事故及び流出事故など、危険物等に係る事故の発生を防止する必要がある。

今後の展開			今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続				
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能			
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合			
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了			
		B	1	立入検査の機会を通じて、事業所の実態に応じた安全対策や危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じるよう指導するなど、事業所と一体となって事故防止対策を推進する。